

第 9 期計画における市町村特別給付について

介護保険制度では、全国一律の保険給付以外に、保険者（市）の裁量で支給限度額の引き上げ（上乘せ）や市町村特別給付（横出し）等の法定外サービスを実施することができます。

ただし、その財源はすべて第 1 号被保険者（65 歳以上の方）の保険料で賄われることとされており、法定外サービスを実施した場合、第 1 号被保険者の保険料に影響します。

多摩市では、市町村特別給付として移送支援サービスを実施しています。

【多摩市における市町村特別給付の概要】

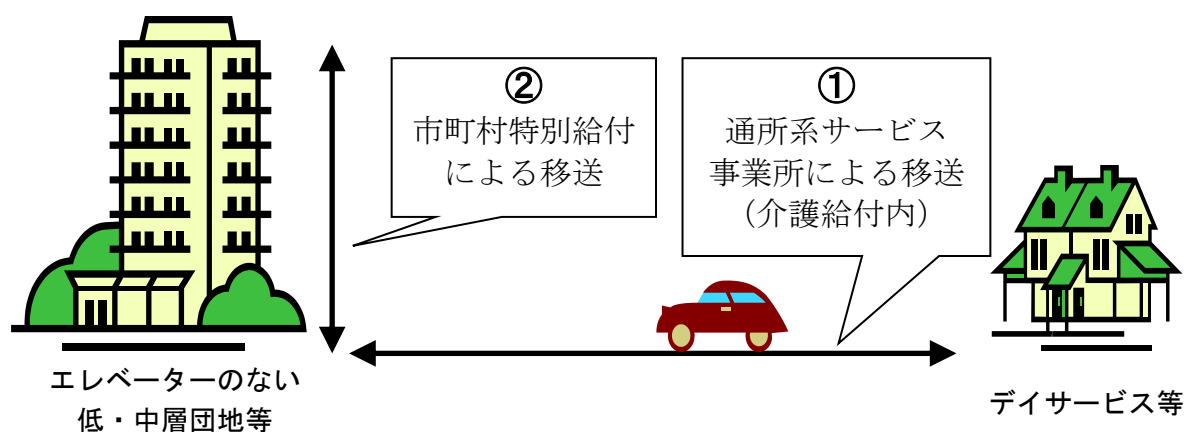
➤ 制度開始の経緯

通所系介護サービス（通所介護、通所リハビリテーション）では、基本報酬に送迎サービスに係る報酬が含まれており、ドアツードアのサービスが原則となっています。

しかし、ニュータウン地区に多く所在する建設年次の古い低・中層の団地では、階段や踊り場のスペースが小さいことやエレベーターが設置されていないものが多いことから、利用者の玄関先までの送迎が困難であり、通所系介護サービスの利用が制約される状況が生じていました。

このため、このようなエレベーターのない低・中層団地等に住んでいて一定の要件を満たす要介護高齢者について、通所系介護サービスを利用するために必要な移送支援サービス（階段昇降）を平成 25 年 10 月より市町村特別給付として開始しました。

＜＜移送支援サービスのイメージ＞＞



➤ 利用できる方

次のすべての要件を満たす方

- ① 多摩市の介護保険の第 1 号被保険者または第 2 号被保険者（40～64 歳までの医療保険に加入している方）で保険給付の制限を受けておらず、納期限の過ぎた介護保険料を完納している方。

- ② 要介護2以上、かつ車椅子を利用しているか歩行が著しく困難な方。
- ③ 自宅の玄関先（低・中層住宅も各戸の玄関先）から一番近い車道まで、5メートル以上の段差を階段等にて上下する必要がある方。（一般的中層住宅の3階以上が目安）

➤ サービス内容

介護保険の通所介護または通所リハビリテーションを利用する際、自宅玄関から一番近い車道まで、階段昇降機または人力にて、階段昇降の介助を行います。

【現状】

- 在宅で生活している要介護・要支援認定を受けている方に、住まいの種類について「一戸建て」「エレベーターなし集合住宅」「エレベーターあり集合住宅」から選択する方式で調査したところ、「エレベーターなし集合住宅」が37.4%との回答が最も高く、次いで「一戸建て」35.0%、「エレベーターあり集合住宅」25.0%となりました（令和5年多摩市高齢者実態調査（在宅介護実態調査））。また、エレベーターなし集合住宅に住んでいる方のうち、市町村特別給付の対象となる3階以上に住んでいる方の割合は、34.4%となっています。多摩市では、老朽化した団地の建て替えも進められていますが、エレベーターのない集合住宅に居住している方も一定数いることが読み取れます。
- 第8期中の利用実人数は一月あたり5人前後で推移しています。
- 市町村特別給付のサービス提供事業所は、第8期計画の中に3事業所から1事業所となりました。
- 市町村特別給付の報酬単価は、片道1回につき2,050円に従事者数をかけた金額です。利用者負担割合は一律1割としています。

【課題】

- 所有する階段昇降機のメンテナンス費用の負担等の面から、現行の報酬単価ではサービス提供事業所の事業運営が困難な状況となっています。
- また、各通所系介護サービス事業所の送迎時間が特定の時間帯に集中することから、市町村特別給付のサービスの利用希望の多くが特定の時間帯に集中するなど、今後、利用者が増えた場合にニーズに対応することが困難になることが想定されます。

【方向性】

- 階段昇降が困難なために自立に向けたサービスの利用が制限されることのないよう、第9期計画においても引き続き市町村特別給付を実施します。
- 一方で、サービス提供事業者の持続可能な事業運営のため、国における介護報酬の改定の動向を踏まえ、報酬単価の改定を行います。